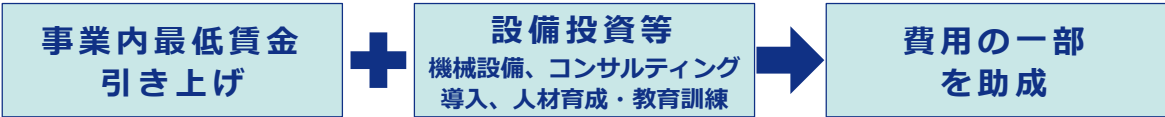


業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

2. 最低賃金が高い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10

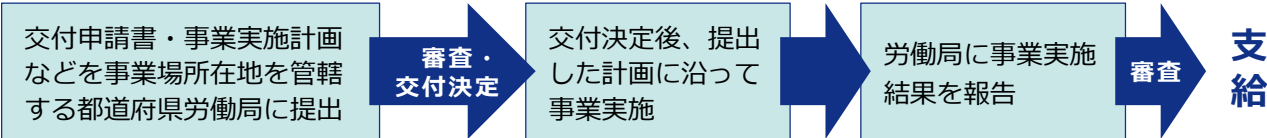


事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
870円以上 920円未満	4/5	9/10
870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②生産量要件：
売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③物価高騰等要件：
原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下 した事業者」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

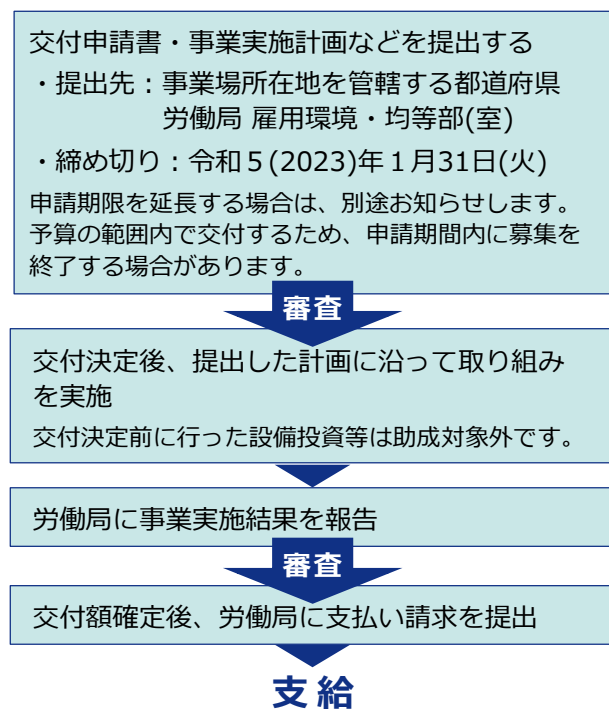
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

キャリアアップ助成金のご案内

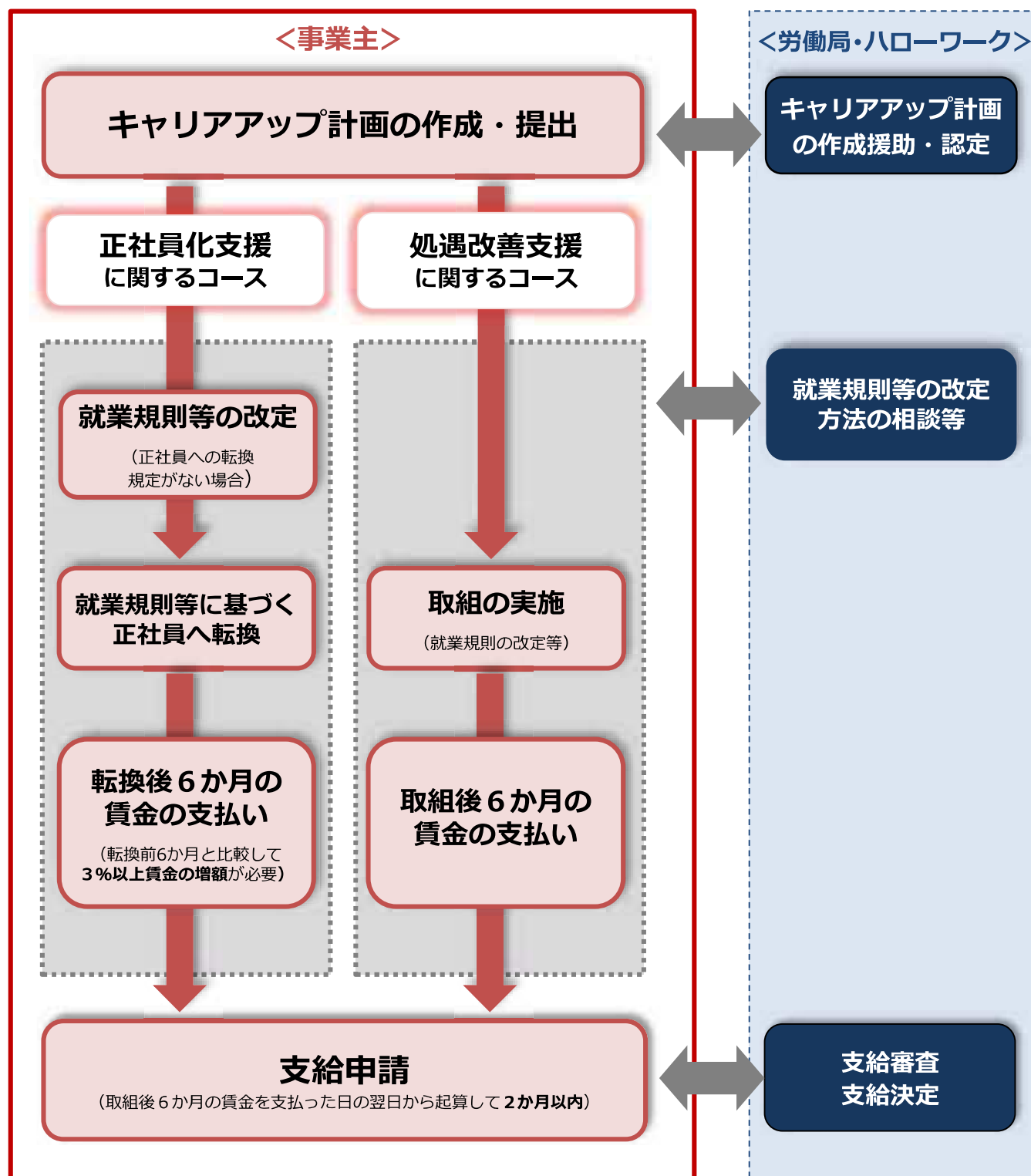
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

	助 成 内 容		助 成 額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
				中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を 正規雇用労働者に転換又は直接雇用 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 有期 → 正規	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
			② 無期 → 正規	28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
			※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同額） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円＜12万円＞（大企業の場合、7万1,250円＜9万円＞）		
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
			有期 → 正規	120万円	90万円
			有期 → 無期	60万円	45万円
			無期 → 正規	60万円	45万円
			② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
			有期 → 正規	90万円	67.5万円
			有期 → 無期	45万円	33万円
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を改定し、2%以上増額 させた場合（1人当たり）	対象労働者数 1～5人	3万2,000円＜4万円＞	2万1,000円＜2万6,250円＞
			対象労働者数 6人以上	2万8,500円＜3万6,000円＞	1万9,000円＜2万4,000円＞
			※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合に加算 1人当たり1万4,250円＜18,000円＞ ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合に加算 1人当たり2万3,750円＜3万円＞ ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に加算 1事業所当たり19万円＜24万円＞（大企業の場合、14万2,500円＜18万円＞）		
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入 し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	38万円＜48万円＞	28万5,000円＜36万円＞
			※ 同時に導入した場合に加算 16万円＜19万2,000円＞（大企業の場合、12万円＜14万4,000円＞）		
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、 社会保険適用と働き方の見直し に反映させるための取組を実施した場合 ※ 令和4年9月30日までの取組に限り助成します。	1事業所当たり	19万円＜24万円＞	14万2,500円＜18万円＞
			※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
			2%以上3%未満	1万9,000円＜2万4,000円＞	1万4,000円＜1万8,000円＞
			3%以上5%未満	2万9,000円＜3万6,000円＞	2万2,000円＜2万7,000円＞
			5%以上7%未満	4万7,000円＜6万円＞	3万6,000円＜4万5,000円＞
			7%以上10%未満	6万6,000円＜8万3,000円＞	5万円＜6万3,000円＞
	短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を 3時間以上延長し、社会保険を適用 した場合（1人当たり）	3時間以上延長	22万5,000円＜28万4,000円＞	16万9,000円＜21万3,000円＞
			※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成（基本給を一定額以上昇給している必要があります）		
			1時間以上2時間未満	5万5,000円＜7万円＞	4万1,000円＜5万2,000円＞
			2時間以上3時間未満	11万円＜14万円＞	8万3,000円＜10万5,000円＞



キャリアアップ助成金 支給申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

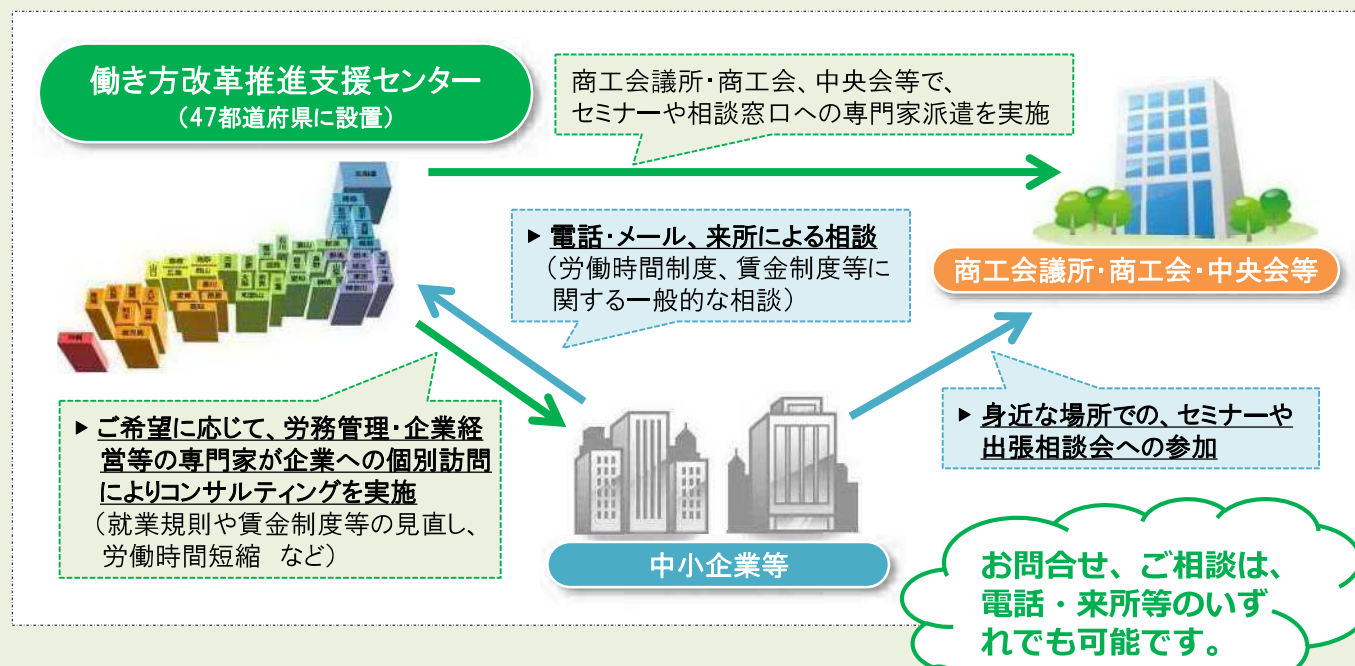
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・ 企業の実態に即した労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



令和4年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615室	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4-24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455
長野	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビルB1-B号	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都	京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル2階2031号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階	0800-200-3295
島根	松江市母衣町55-4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188
広島	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル6階	0120-610-494
山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル5階	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市磨屋町5-9 プラタ 59 203	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市神野東3丁目1-40 M駅北テナントビル3階	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-04-1124
大分	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター316-B号室	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

